



協会けんぽ

埼玉だより



職場内で回覧をお願いいたします。

埼玉支部公式
LINE始めました!
ぜひ登録ください



重要

被扶養者の資格再確認にご協力をお願いいたします

協会けんぽでは、保険料負担の軽減と保険給付の適正化のため、毎年度「被扶養者資格の再確認」を実施しております。対象事業所へ10月下旬から11月中旬にかけて「被扶養者状況リスト」を順次送付いたしますのでご協力をお願いいたします。

**確認
対象者**

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ① 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ② 同居が要件となっている続柄の方のうち、被保険者と世帯が異なる可能性が高い方
- ③ 令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円)を超過している方

※18歳未満の方や令和8年4月1日以降に認定された方を除く

被扶養者資格再確認の流れ

START !

「被扶養者
状況リスト」
が届く

10月より順次発送

確認書類の詳細
はこちら



扶養から外れる方が**いる**

- ① 日本年金機構へ「被扶養者(異動)届」を
電子申請
- ② 協会けんぽへ「被扶養者状況リスト」、
「資格確認書等(保有している方のみ)」
を提出

扶養から外れる方が**いない**

「被扶養者状況リスト」のみ提出



提出期限

令和8年12月11日(金)

返信用封筒にて
協会けんぽへ郵送



! すべての方が「変更なし」
の場合でもご提出が必要
です。

被保険者
の皆様!

健康診断の受診はお済みですか?

年度内1回、健診費用を一部補助しています。忘れずに受診しましょう!

生活習慣病予防健診

対象:20・25・30歳および35歳〜74歳の被保険者

自己負担額:最高5,500円

(35〜74歳の方の一般健診の場合)

年齢・性別に応じた補助の出る追加健診もございます。

人間ドック健診

対象:35歳〜74歳の被保険者

補助額:最高25,000円

生活習慣病予防健診等の注意点

血液やがん検査のみの受診は補助対象外です。
早期発見のため、必ず全項目を受診してください。



健診について詳しくは
こちらをご覧ください。



第三者の行為によるケガで健康保険を使用する場合は届出を!

交通事故によるケガ

- 車両同士の事故
- 自転車同士の事故
- 歩行者と車両（自転車含む）の事故
- 車両に同乗中に負傷した場合 等



その他のケガ 等

- 殴打等で負傷させられた場合
- 他人の飼い犬や飼い猫に咬まれた場合
- スキー、スノボ等での衝突事故
- 飲食店での食中毒 等



仕事中・通勤途中以外の第三者の行為によるケガで健康保険を使用したい場合は、
「第三者行為による傷病届」のご提出が必要です。

過失割合に応じ協会けんぽが加害者へ治療費を請求するため、届出が必要です。受診時にケガの原因を伝え、必ず「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

「第三者行為による傷病届」
のダウンロードはこちら



仕事中・通勤途中のケガは健康保険ではなく、「労災」適用です。管轄の労働基準監督署へご相談ください。

被保険者の皆さま

電子申請サービスをご利用ください

インターネットから各種申請が可能です。
郵送不要・進捗確認などメリット多数!ぜひ、ご活用ください。



電子申請のメリット

印刷や郵送の手間やコストを削減

入力チェックで記入漏れ・ミスを防止

申請後の処理状況をオンラインで確認

ガイドに沿って迷わず入力可能

電子申請サービスの詳細はこちら



電子申請サービス対象申請はこちら



全国健康保険協会 埼玉支部

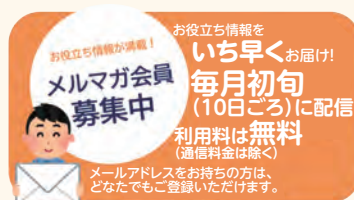
〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2

大宮情報文化センター(JACK大宮)16階

電話 048-658-5919 (代表)

メールマガジン 「彩メール」

健康保険や健康づくりに関する
タイムリーな情報をお届け



ご登録はこちらから

